

ご旅行条件説明書(海外受注型企画旅行／個人)

本旅行条件説明書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。
お申し込みの前に必ず内容をご確認ください。

1. 受注型企画旅行契約

- (1) 「受注型企画旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、当社が、お客様からの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送または宿泊等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。
- (2) 本旅行条件説明書に定めのない事項については、別途お渡しする確定書面もしくは航空券・各種バウチャー類、ならびに当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)によります。

2. 契約の申込みと成立

- (1) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、旅行費用の20%相当額以上全額までの申込金を添えてお申込みください。申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
 - (2) 同一行程により旅行するお客様が契約責任者(代表者)を定めて申込まれた場合、当社は、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
 - (3) 契約は当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領した時に成立するものといたします。
 - (4) 当社は、本項(3)にかかわらず、書面による特約をもって申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾することもあります。この場合、契約の成立時期は当該書面において明らかにします。
- ㈠特別な配慮を必要とする方はお申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、医師の診断書を提出していただくことがあります。また、場合によりお申込みをお断わりさせていただくか、同伴者の参加、内容の一部変更を条件とすることがあります。なお、お客様からのお申し出に某つき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- ㈡お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により保護を要する状態にあると認めるときは、当社は契約責任者と協議の上、必要な措置を取ることがあります。これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (7) 当社は、業務上の都合がおおるとき、お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがおおるときは、契約の締結に応じないことがあります。

3. 旅行代金の支払時期

旅行代金は、旅行開始前の当社が定める期日までにお支払ください。

4. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中上、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由を説明いたします。

5. 旅行代金の変更

- (1) 利用する運送機関において、企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額または減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金または取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (2) 前項に某づく契約内容の変更により、旅行の実施に要する費用(契約内容の変更により運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料、その他必要な踏費用等)の減少または増加が生じる場合には、当社はその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

6. 旅行契約の解除

- (1) お客様から企画料金または取消料をいただく場合
 - ① お客様の都合により、旅行契約の解除または参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約の解除をされる場合は、以下の企画料金または取消料を申し受けます。当社の責任とならないローンの手続等の事由による契約の解除の場合も、以下の企画料金または取消料をいただきます。
 - ② お客様が所定の期日までに旅行代金を支払われない場合は、当該期日の翌日にお客様が契約を解除されたものとみなします。この場合、当社は、お客様より以下の企画料金・取消料に相当する額の違前料を申し受けます。

【本邦出国時または帰国時に航空機を利用する旅行契約の場合】

旅行契約の解除期日		企画料金・取消料
旅行開他日の前日から 起算してさかのぼって	30日目にあたる日より前	企画書面記載の企画料金の額
	30日目にあたる日から3日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開他日の前々日から当日まで		旅行代金の 50%
旅行開始後または無連絡不参加		旅行代金の 100%

【貸切航空機を利用する旅行契約の場合】

旅行契約の解除期日		企画料金・取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	90日目にあたる日より前	企画書面記載の企画料金の額
	90日目にあたる日から31日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
	30日目にあたる日から21日目にあたる日まで	旅行代金の 50%
	20日目にあたる日から4日目にあたる日まで	旅行代金の 80%
	3日目にあたる日以降の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

【本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する旅行契約の場合】

当該船舶に係る取消料の規定によります。

(2) お客様から企画料金または取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金または取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。

- ① 契約内容に第9項(1)①～⑧の事項に該当するような重要な変更が行われたとき。
- ② 旅行代金が増額されたとき。(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が実際に生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④ 当社がお客様に対し、期日までに確定書面もしくは各種バウチャー類等を交付しなかったとき。
- ⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ⑥ 旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、またはその旨を告げたとき。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

7. 当社の責任

- (1) 当社は、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。
- (2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本場(1)の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負いません。
 - ア. 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、外国の出入国規制、感染症による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・事故・火災またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ウ. 自由行動中の事故 エ. 食中毒 オ. 盗難
 - カ. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様につき147,000万円を限度(当社に故意または重大な過失がおある場合を除きます。)として賠償します。

8. 特別補償

- (1) 当社は、お客様が当旅行啓業中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規程により、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。
 - 死亡補償金:2500万円、入院見舞金:4~40万円、通院見舞金:2~10万円、
 - 携行品損害補償金:お1人様につき147,000円を限度とする。(但し、補償対象品1個または1対あたり10万円を限度とします。また、置き忘れ・紛失については補償いたしません。)
- (2) 当該旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金を支払いません。

9. 旅程保証

- (1) 当社は、契約書面または確定書面において、以下に記載する変更が生じた場合、当社約款の規定により、①は1.5%、②～⑧は1%(但し、旅行開始後に変更が生じた場合はそれぞれ2倍の率)を旅行代金に乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、当該変更について当社に第9項(1)の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかである場合には同規定を適用し、本規定は適用いたしません。
 - ①旅行開始日または旅行路丁目の変更 ②入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地の変更 ③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類または会社名の変更 ⑤本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる使への変更 ⑥本邦内と本邦外との間における直行の乗継使または経由使への変更 ⑦宿泊機関の種類または名称の変更 ⑧宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更
- (2) 次の①～③の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合。(但し、旅行サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱ウ. 暴動エ. 官公署の命令オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
 - ②第6項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合。
 - ③契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。
- (3) 一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とし、また、その額が1,000円未満の場合は変更補償金を支払いません。

(4) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

10. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社は当該お客様より損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の旅行契約内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後において、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したとき、旅行中に事故等が発生したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出てください。

11. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、「会員の署名なくして旅行代金などのお支払いをうけること」（以下「通信契約」といいます。）を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行の申込みを受ける場合があります。但し、当社が提携会社と通信契約に関わる加盟店契約がない、または業務上の理由などによりお受けできない場合もあります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- (1) 本項でいう「カード利用目」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、又は払戻し債務を履行すべき目をいい、前者は契約成立目、後者は契約解除のお申し出のあった目となります。但し、契約解除目が旅行代金お支払い後であった場合は、解除申し出目の翌日から起算して7日以内をカード利用目として、旅行代金から取消料を差し引いた額を払い戻します。
- (2) 申込みの際し、会員は、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内官等を当社にお申し出いただきます。
- (3) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨を発した時に成立します。但し、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をEメール、ファクシミリ等で行なう場合は、その通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- (4) 与信等の理由により当該クレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第6項に定める費用及び取扱料金を申し受けます。但し、当社が別途指定する目までに現金により旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。

12. 旅券・査証について

旅券・査証に関する情報は申込書控にに記載しています。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得等は旅行出発までにお客様の責任で行なってください。但し、当社では渡航手続料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部を代行します。（日本国籍以外の方は、自国あるいは渡航先国の領事対等にお問い合わせください。）

13. 海外危険情報・保健衛生情報

渡航先（国または地域）によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。その場合は、お申込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。同情報は外務省海外安全ホームページ：<http://www.alize1111ofa.go.jp/>でもご確認いただけます。また、渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫所海外渡航者のための感染症情報：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

14. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書、参加者名簿、旅行お伺い書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社では、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、旅行先におけるお客様のお買い特等の便宜をはかるため、お客様より申込み時に提供を受けた個人情報を免税品店などの土産鴨居に提供することもあります。不都合のある場合は、出発前までに当社へお申し出ください。

15. 旅行条件の基準目

この旅行条件は、旅行契約締結年月日の時点において有効な運賃・料金を基準としております。

〔海外旅行保険のおすすめ〕

お客様の中には、旅先で、気候・風土・習慣等の違いや旅の疲れなどから病気になられる方も少なくありません。当社では、ご旅行を最後まで楽しいものとしていただくために、旅行に参加されるお客様に海外旅行保険をおすすめいたします。海外旅行保険については、担当者にお問い合わせください。

観光庁長官登録旅行業第1807号

株式会社ジャパトラ

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂2-16-8

ビジネスヴィップ渋谷・道玄坂坂本ビル5階

(社) 日本旅行業協会正会員

ご旅行お取扱店

旅行業務取扱管理者とは、お客様のご旅行を取り扱う事業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者におたずねください。